十一　冷凍冷蔵食品製造業（生乳又は乳製品を原材料として使用しているものに限り、第一条第十二号に掲げる業種を除く。）	十一　冷凍冷蔵食品製造業（生乳又は乳製品を原材料として使用しているものに限り、第一条第十号に掲げる業種を除く。）
十二　食肉調製品製造業（第一条第十三号及び第十四号に掲げる業種を除く。）	十二　食肉調製品製造業（第一条第十一号及び第十二号に掲げる業種を除く。）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。